

埼玉県の石綿対策(令和元年度実施状況)

健康対策

健康に関する県民不安の解消

- ①保健所（13箇所）に健康相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。
(疾病対策課)

○保健所における相談件数（件）

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	令和元年度計	(参考)平成30年度計
4	10	3	6	23	37

- ②医療従事者等を対象とした石綿疾患研修会を開催する。
(疾病対策課)

○医療従事者に対する研修の実施状況

研修名	実施日	参加人数
石綿関連疾患診断技術研修	令和元年11月13日	22名
石綿健康対策講習会	令和元年11月22日	14名

環境対策

(1) 石綿関連製品製造工場等に対する対策

- 大気汚染防止法の規制対象とならない石綿取扱い事業所の実態把握を行い、飛散防止を要請する。
(大気環境課)

○新たに石綿の使用を把握した事業所なし。

○平成30年度に確認した、石綿含有製品を製造していた事業所に対し、事業所に残っている石綿の飛散防止及び適正処理を指導した。

(2) 建築物の解体等工事に対する対策

◆解体工事業者等に対する対策

①解体工事業者や建設業者等に対して石綿飛散防止に関する法令の周知や適切な除去方法の周知を図るため、講習会を実施する。

(大気環境課、産業廃棄物指導課)

○講習会実施状況

講習会等の名称	実施日	出席者数
産業廃棄物指導適正処理講習会	7月16日	532人
産業廃棄物講習会	10月28日	510人
石綿関係法令等説明会（2回実施）	11月22日 11月29日	223人 211人
実務研修会	12月～2月	311人

②解体工事業登録申請者に対して石綿関係法令に関するパンフレットを配布するとともに、窓口に備え付け、建設業者に対して周知を図る。

(大気環境課、建設管理課)

○解体工事業の登録申請業者に対し、パンフレットを配布した。

○解体工事業登録及び建設業許可の受付窓口にパンフレットを備え付け、建設業者に対して周知した。

◆解体工事時の飛散防止対策

③労働基準監督署及び県建築安全センター等と連携し、大気汚染防止法の届出漏れを防止する。大気汚染防止法の届出対象となる解体等工事については、立入検査・周辺石綿濃度調査を実施し、解体工事業者等に対して飛散防止を指導する。

(大気環境課)

○立入検査

届出のあった全ての解体等工事に対して、延べ277件立入検査を実施した。

○周辺環境調査

解体工事中の総繊維数濃度及び石綿繊維数濃度の調査を20件実施した。

石綿繊維数濃度が1本/Lを超える特定工事はなかった。

○完了検査

除去工事後の完了検査を延べ157件実施した。

④大気汚染防止法の対象となる石綿除去工事の際、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針」に基づき、工事発注者等から周辺住民等に対する周知を促進する。

(大気環境課)

○工事発注者への指針周知状況

大気汚染防止法の届出及び相談時や講習会等の機会を捉え、事業者に周辺住民に対し、工事における石綿飛散防止対策等を周知するよう促した。

○事前周知の実施数 99件

説明会	個別訪問	チラシ配布	回覧板
9	54	35	1

⑤建設リサイクル法の届出書の「付着物」及び「その他」の欄に「石綿の有無」等のチェック欄を追加するとともに、関係機関との届出情報の共有化を推進する。また、窓口等において石綿関係法令の周知を引き続き行うとともに、解体工事現場において石綿関係法令の遵守を要請する。

(大気環境課、建設管理課、産業廃棄物指導課)

○建設リサイクル法対象工事に係る対応状況

- ・届出受理時、「石綿の有無」についてチェック欄の記載要請の徹底
- ・建設リサイクル法届出窓口でパンフレット配布等による周知
- ・建設リサイクル法届出情報の共有
- ・解体工事現場でのパトロール実施

(3) 石綿廃棄物に対する対策

◆石綿廃棄物の排出事業者（解体工事業者等）に対する指導

①建築物の解体等工事に対する現地調査を実施し、石綿廃棄物の適正処理を指導する。

(産業廃棄物指導課)

○現地調査実施状況 295件

②解体工事業者、建設業者に対して、石綿廃棄物の適正処理の徹底を要請するとともに、説明会・講習会において関係法令の周知を図る。

(大気環境課、産業廃棄物指導課)

○講習会等実施状況

環境対策（2）①の講習会等で実施

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導及び実態調査

③石綿廃棄物排出量や最終処分状況等について県内の排出事業者から提出されるマニフェスト交付状況報告書等を集計し、実態を把握する。

(資源循環推進課)

○平成30年実績 471t／年（令和元年度集計）

（さいたま市、川越市、川口市、越谷市を除く）

④市町村に対し、石綿含有の廃家庭用品等の適正な処理方法を指導する。
(資源循環推進課)

○個別相談等に際して、市町村に適正処理について都度指導する。
相談件数 0 件

⑤産業廃棄物処理業者に対し、石綿廃棄物の適正処理の徹底を指導する。
(産業廃棄物指導課)

○講習会等実施状況
環境対策 (2) ①の講習会等で実施

◆不法投棄対策

⑥監視パトロールを強化し、石綿廃棄物が不法投棄された際の早期発見に努める。
(産業廃棄物指導課)

○不法投棄 110 番(24 時間体制)設置による県民からの通報を広く周知した。
○監視パトロール等件数 10, 652 件

⑦石綿廃棄物の不法投棄が発見された際の対応マニュアルを適宜改訂する。
(産業廃棄物指導課)

○連絡先等一部の改訂を実施

(4) 相談窓口の設置・一般環境調査の実施

①環境管理事務所(7箇所)に環境に関する石綿問題についての県民相談窓口を設置し、適切な情報提供を図る。
(大気環境課)

○工事における石綿の飛散への不安など、石綿に係る 92 件の相談があり、適切に対応した。

②県内 20 箇所において大気中の石綿濃度調査を実施する。
(大気環境課)

○測定結果

	住宅地域	道路沿線地域	その他の地域	全体
調査地点数	10	3	7	20
平均濃度 (本/L)	0.32	0.67	0.37	0.39
(参考)平成30年度	0.16	0.16	0.19	0.17

(5) 災害時石綿モニタリング体制の整備

- 災害時に大気中石綿濃度を迅速に把握できる体制を構築し、倒壊建物等から飛散する石綿による健康被害を防止する。(大気環境課)
- 「災害時における石綿モニタリングに関する合意書」に基づき、令和元年6月5日に石綿モニタリングに関する訓練を実施した。

(6) 石綿除去工事等に対する経済的支援

- ①石綿除去工事や飛散防止対策を実施する事業者等に対し、石綿除去工事費が「環境みらい資金」の融資対象となることを、金融機関等に対する説明会やホームページ等で情報提供する。(温暖化対策課)
- 県主催の説明会、勉強会等で事業者や金融機関等に融資対象となることや県ホームページにおいて情報提供を実施した。
- ②民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を補助する。(建築安全課、社会福祉課)

- 民間建築物に対する吹付けアスベストの分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を直接補助した。
(補助実績)
 - ・分析調査 2棟
 - ・除去などの工事 0棟

公共施設対策

公共施設に係る調査・対策の実施等

①県有施設について、施設改修時等に、石綿含有吹付け材の封じ込めや囲い込み処理をした箇所及び、表面が硬く飛散の恐れが無い石綿含有吹付け材が使用されている箇所の損傷を点検し、必要に応じ補修や除去工事を行う。また、新たに吹付け材が発見された場合には分析調査と必要な対策を行う。

〔 管財課、住宅課、(企)水道管理課、(病)経営管理課、
(下)下水道事業課、(教)財務課、(警)施設課 〕

○取組結果

石綿含有吹付け材(処理済)の 補修・除去工事をした件数	新たに吹付け材が発見され、分析調査 した結果、石綿含有だった件数	対策を行った件数
1 件	1 件	1 件

②市町村有施設について、各省からの照会に基づき、石綿6種類のいずれかを含有する吹き付け材への対策状況等のフォローアップ調査を行う。

((教)財務課、住宅課、医療整備課、市町村課)

○市町村立学校施設、社会教育施設、社会体育施設等（文部科学省）
令和元年度は未実施。

○市町村営住宅

令和元年度…フォローアップ調査は、未実施

○市町村立病院（厚生労働省）

石綿使用実態調査に係るフォローアップ調査（令和元年7月1日現在）
吹付けアスベスト

病院数	10
吹付け石綿等使用	5
うち除去等の処理済	3
うちばく露のおそれなし	2
吹付け石綿等未使用	5

アスベスト含有保溫材

病院数	10
アスベスト含有保溫材使用	5
うち除去等の処理済	1
うちばく露のおそれなし	4
吹付け石綿等未使用	5

○他省庁の所管に属さない市町村有施設（総務省）
石綿6種類の調査実施状況（令和元年4月1日現在）

石綿含有保溫材、耐火被覆等使用状況調査

施設総数（県計）	3, 731
石綿含有保温材等使用	163
うち撤去済	18
うち未処理	145
うちばく露のおそれなし	142
うちばく露のおそれがある が必要な対策※を実施済	2
うちばく露のおそれがある が対策の実施未了	1
石綿含有保温材等未使用	2, 394
令和元年度以降調査予定	1, 174

※1　さいたま市を除く。

※2 「必要な対策」とは「処理済」のように物理的な措置（「表面固化」「浸透固化」「囲い込み」等）ではなく、ばく露のおそれがある施設に対する間接的な措置（例えば「立入禁止措置」等）などにより被ばくを回避する対策を講じているものをいう。

吹付け石綿、石綿含有吹付け材使用状況調査

調査箇所数（県計）	3, 731
吹付け石綿等使用	152
うち撤去済	98
うち未処理	54
うちばく露のおそれなし	49
うちばく露のおそれがある が必要な対策※を実施済	3
うちばく露のおそれがある が対策の実施未了	2
吹付け石綿等未使用	3, 357
令和元年度以降調査予定	222

※1　さいたま市を除く。

※2 「必要な対策」とは「処理済」のように物理的な措置（「表面固化」「浸透固化」「囲い込み」等）ではなく、ばく露のおそれがある施設に対する間接的な措置（例えば「立入禁止措置」等）などにより被ばくを回避する対策を講じているものをいう。

民間施設対策

（1）民間建築物に係る吹付け石綿等の実態調査、対策の実施等

①社会福祉施設、病院施設、私立学校、土地改良施設、床面積1,000m²以上の民間施設について、飛散のおそれがある場合に、石綿の除去・飛散防止対策の実施状況を把握し、適宜対策を実施するよう要請する。

（社会福祉課、学事課、医療整備課、農村整備課、建築安全課）

○平成17年度に行った実態調査のフォローアップ調査と平成28年度の実態調査（社会福祉施設）を実施するとともに、適切に処置を講ずるよう要請した

調

○民間建築物に係る実態調査

	社会福祉施設※a	病院施設	土地改良施設	私立学校	1,000m ² 以上の民間施設
調査数	※f 11,293	319	1,048	779	11,791
回収数	※f 5,185	319	1,048	779	11,363
吹付け石綿等有り	210	39	6	64	555
対策実施済	46	16	2	64	490
未処理	※b 164	※c 23	※d 4	0	65
吹付け石綿等無し	※f 4,195	273	1,043	715	10,808
調査中※e	6,888	7	0	0	428

※a 平成28年12月1日時点使用実態調査分（床面積1,000m²未満含む）

※b ばく露の恐れがない施設135件含む

※c 未処理の26施設のうち「ばく露の恐れがないもの」が24施設、「ばく露の恐れがあるが立入禁止措置等により被ばくを回避する措置を講じているもの」が1施設である。

※d 国の基準以下であり、当面の緊急性がない。

※e 調査中には未回答のものを含む。

※f 調査対象外施設1,448件を含む。

②床面積1,000m²未満の民間建築物についても、飛散の恐れのある石綿についての対策の周知を図る。吹付け材が確認された場合は、分析調査の実施や飛散防止等の対策を要請する。

[建築安全課、社会福祉課、生活衛生課
農村整備課、学事課]

○ホームページやセミナーでアスベスト対策について周知するとともに、分析調査の実施などを要請した。

③私立学校における石綿の除去費用等について、私立学校振興資金融資貸付金利子補助を行う。
(学事課)

○平成18～令和元年度の利用実績はないが、学校法人に対する周知は毎年度実施しており、今後も引き続き実施する。

④民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を補助する。(再掲)
(建築安全課、社会福祉課)

○民間建築物に対する吹付けアスベストの分析調査及び除去などの工事に係る費用の一部を直接補助した。

(補助実績)

- ・分析調査 2棟
- ・除去などの工事 0棟

⑤土地改良施設における石綿の除去について、対策工事を行う。(3施設)
(農村整備課)

○基幹水利施設ストックマネジメント事業「幸手領・権現堂地区」の3施設、農地防災事業「島中領地区」の1施設で石綿を除去する工事を実施した。

(2) 相談体制等の整備

①建築安全センターの相談窓口において、アスベスト対策の適切な情報提供を図る。
(建築安全課)

○建築安全センターで隨時、相談に応じるとともに、アスベスト対策を推進するため、民間建築物のアスベスト対策補助制度を周知した。

②関係機関に対し、アスベスト対策の推進を要請する。
〔建築安全課、社会福祉課、医療整備課、
生活衛生課、農村整備課、学事課〕

○市町村や建設関係団体に対し、アスベスト対策の推進を要請するとともに、民間建築物のアスベスト対策補助制度を周知した。

県民の不安の解消

県民への情報提供

①石綿に関するQ & Aを掲載するなど、ホームページ等を利用して石綿関連情報の提供を行う。
(大気環境課)

○石綿関係法令の内容を解説したパンフレット等の資料を、石綿関係法令等説明会のほか、環境管理事務所等で配布した。

○県内20箇所における大気中の石綿濃度調査結果を大気環境課ホームページ内で公表した。

②消費生活支援センターにおいて、消費生活に関する相談を受け付ける。
(消費生活課)

○県消費生活支援センターにおける相談件数 3件

○市町村消費生活センター等における相談件数 9件

石綿健康被害者の救済

石綿による被害者救済対策

○「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、健康被害者等からの認定申請等の受け付けを行う。
(疾病対策課)

○県保健所における申請受付件数（令和元年度 13件）

国・市町村との連携

(1) 国・市町村との連携強化

- 県、埼玉労働局、さいたま市と石綿対策に係る連絡会議を開催するなど、
連携の強化を図る。

○石綿関係法令等説明会を、11月22日及び11月29日に埼玉労働局及びさ
いたま市と共に実施した。

(2) 国への要望

- 国に対し、引き続き必要な要望を行う。 (大気環境課、産業廃棄物指導課)

○令和元年度国の施策に対する提案・要望

- ・大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化
- ・石綿含有廃棄物の再生碎石への混入防止対策の推進